収　入

印　紙

請書（工事）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １．工事名 |  |  | | | | | | | | |
| ２．工期 |  | 自　　　令和　　年　　月　　日 | | | | | | | | |
|  | 至　　　令和　　年　　月　　日 | | | | | | | | |
| ３．請負代金額 |  |  |  | 百万 |  |  | 千 |  |  | 円 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 〇うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥ | | | | | | | | | | |

上記の工事について、関係法令、八尾市契約条例及び財務に関する諸規定ならびに別添条項を守り、確実に履行いたします。

　請負代金の支払いの時期は、八尾市において請求書を受理した日から起算して40日以内とします。

令和　　年　　月　　日

（あて先）八尾市長

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受注者 |  |  |
| 所在地 |  |  |
| 商号又は名称 |  |  |
| 代表者職氏名 |  | 印 |

**令和３年９月改正**

特約条項（工事）

（談合その他の不正行為の場合における賠償金及び発注者の催告によらない解除権）

第１条　受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、八尾市（以下「発注者」という。）がこの契約を解除するか否かを問わず、請負代金額の10 分の２に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。工事が完成した後も同様とする。

⑴　公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第７条若しくは第８条の２に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあっては、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）に規定する納付命令）が確定したとき。

⑵　受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の６若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第１項の規定に該当し、刑が確定したとき。

２　前項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合には、その超過分につき発注者が受注者に賠償請求することを妨げるものではない。

３ 第１項の規定に該当する場合においては、発注者はこの契約を解除することができる。

（暴力団排除における発注者の催告によらない解除権）

第２条　発注者は、八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号。以下｢暴力団排除条例｣という。）第８条第１項第６号に基づき、受注者が暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団員（以下｢暴力団員｣という。）又は同条第３号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。

２ 前項の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

３ 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

（下請負人等の使用制限）

第３条　受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者及び八尾市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者並びに八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置を受けている者を下請負人等としてはならない。

２　発注者は、暴力団排除条例第８条第１項第７号に基づき、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。

３　前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

（誓約書の提出）

第３条の２ 受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を、発注者に提出しなければならない。ただし、八尾市財務規則（昭和39年八尾市規則第33号）第119条第１項第１号の規定により契約書の作成を省略する場合はこの限りでない。

（下請負人の社会保険等加入義務）

第４条　受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第２条第３項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

1. 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
2. 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
3. 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出

２　受注者は、下請負人について前項各号に掲げる届出を確認するとともに、建設業法第24条の７に規定する施工体制台帳を、下請契約締結後遅滞なく発注者に提出しなければならない。

３　第１項の規定にかかわらず、受注者は、発注者が受注者に対して第１項各号の事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）の提出を求める通知をした日（以下「通知日」という。）から30日（この契約の工期の末日が通知日から30日に満たない場合は工期の末日まで）以内に、受注者が発注者に確認書類を提出した場合は、当該社会保険等未加入建設業者を受注者が直接締結する下請契約の相手方（以下「一次下請負人」という。）とすることができる。また、通知日から60日（この契約の工期の末日が通知日から60日に満たない場合は工期の末日まで）以内に、受注者が発注者に確認書類を提出した場合は、当該社会保険等未加入建設業者を一次下請負人以外の下請負人とすることができる。